

こちらの手続きもお忘れなく

【児童手当・児童扶養手当等】

児童手当を受給している方が、他の市町村に住所を異動すると本町での受給資格はなくなります。受給者の方は、本町から課税証明書の交付を受け、転出した日から15日以内に転入された市町村で新たに手続きをしてください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出をしたときには、変更後14日以内に、受給者証を持って健康福祉課で手続きをしてください。また、転出される方で引き続き他の市町村で受給される方は、税務町民課で発行する課税証明書を持って新しい市町村で手続きをしてください。

表2 国保の届出一覧

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	前住所地の市区町村が発行した転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書など
	健康保険の被扶養者からはげれたとき	印鑑
国保を脱退するとき	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑
その他の異動	他の市区町村へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入するとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	健康保険の被扶養者になったとき	保険証、印鑑
	被保険者が死亡したとき	保険証
その他の異動	生活保護を受けるようになったとき	保険証
	鏡石町内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証
	世帯を分離・合併したとき	保険証、在学証明書、印鑑
	修学のため、町外に転出するとき	印鑑

※手続きの際、本人確認が必要となりますので、運転免許証など身分証明書をお持ちください。

【上下水道の届出】

- ◆水道の使用（開始・停止）
異動の時期は混雑いたしますので、3日以上前（土・日・祝日除く）までに、上下水道課へお越しいただくか、電話で申し込みください。
- ◆井戸水使用世帯の人数変更
井戸水を使い、下水道に接続している世帯で人数に変更があった場合は、上下水道課で手続きをしてください。

【国民健康保険】

同一世帯内に健康保険の異動があった方がいる場合は、異動後14日以内に国民健康保険（国保）の加入・脱退等の届出をしていただく必要があります。届出が必要な場合と必要な書類については表2をご覧ください。また、国保の手続きには個人番号が必要になりますので、必ず個人番号の分かるものをお持ちいただくようお願いいたします。

春は引っ越しの季節

住民異動の届出はお早めに



春は入学・就職や転勤による住民異動が多くなる季節です。今月は、住所を変更したときなどの手続きについてご案内いたします。

例年3月下旬から5月上旬までは窓口が混雑します。そこで少しでもスムーズに手続きができるコツをお知らせします。

- ### 住所が変わったら住民異動届を
- 転入や転出により住所が変わった場合には、税務町民課で住民異動届が必要になります。（表1）
- なお、届出にあたって次の点にご確認ください。
1. 本人確認
届出の際に窓口で本人確認を行ってまいります。運転免許証など顔写真付の身分証明書をご持参ください。
また、個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方は、転入転出の手続きの際に必要となりますので、必ず持参してください。
 2. 届出人
届出は異動者本人もしくは同一世帯の方が行ってください。その他の方が代理人として届ける場合は委任状が必要となります。

日曜窓口について

町では、毎週日曜日の午前中に窓口を開設しておりますが、受け付けできる手続きは

- 混雑している時間を避ける
- 月曜日や連休明け
- 午前10時～午後3時
- 当然のことですが、皆さんの来庁しやすい時間帯は混雑します。ご都合が合えば、これらの時間を避けた方がスムーズに手続きが出来ます。（受付時間は午前8時30分～午後5時15分までです）
- 手続きについて事前に確認
必要な書類
- 手続きできる人
- 届出の期間 など
- 手続きに必要な書類は、個人ごとに異なります。事前にお電話で確認していただくと、窓口でスムーズに手続きできます。

表1 住民異動届一覧

届出事項	どんなときに（届出事由）	いつ（届出期間）	だれが（届出人）	届出に必要なもの（添付書類など）
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住み始めてから14日以内	本人・同じ世帯の方または代理人（※）	①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②身分証明書（写真付） ③印鑑 ④個人番号通知カード
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前に		①国民健康保険証（加入者のみ） ②身分証明書（写真付） ③印鑑
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めてから14日以内		①国民健康保険証（加入者のみ） ②身分証明書（写真付） ③印鑑 ④個人番号通知カード

※代理人の場合は委任状が必要になります

証明書の発行、納税のみとなっております。住所の異動手続きの受け付けは行っておりませんので、お気を付けてください。

個人番号通知カードについて

窓口にて、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、住民異動届の手続きを行う場合には個人番号通知カードが必要となる場合がございますので、必ずお持ちください。

各手続きの問い合わせ窓口

- 住民異動、印鑑登録、国民健康保険、個人番号通知カードのこと
税務町民課 ☎62-2112
- 児童手当、児童扶養手当等のこと
健康福祉課 ☎62-2115
- 上下水道のこと
上下水道課 ☎62-2119、2348

修学中の鏡石町国保加入者には「学生特例」の保険証を交付します

町の国保加入者で、修学のために他の市町村に転出する場合、特例により引き続き町の国保に加入することができます。

住所は町外になりますが、転出前に所属していた世帯の国保加入者となりますので、転出先の市町村で新たに国保に加入する必要はありません。

卒業したら届出を

卒業したときは、必ず「〇学」終了の届出をして保険証を返却してください。

また、国保税は転出前に所属していた世帯の世帯主に課税されます。この特例を受けるためには次の手続きが必要になります。

申請の方法

学生が他の市町村に転出される際に、合格通知書などの確認ができる書類の写しを添付して申請をしてください。また、在学証明書が必要になるため、入学後は提出をお願いします。

保険証の更新

在学中の人の「〇学」の保険証は、学年ごとに更新するため、有効期限が年度末まで

申請先
税務町民課 ☎62-2112